

焼津市議会
地震防災対策調査特別委員会
報 告 書

平成 25 年 6 月 28 日
平成 25 年 6 月定例会

第1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。

この地震により発生した大津波が東北地方や関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらすと共に、福島第一原子力発電所では、放射性物質が漏出する重大事故が発生しました。また、これまで東海地震、東南海地震、南海地震と個々の地震への対策がとられてきたものが、東日本大震災を契機に、日向灘等を震源域に加えた上で、複数の大地震が連動して生じた場合の巨大地震（南海トラフ巨大地震）発生時の被害想定に着手する等、これまで我々が長年取り組んできた防災に対する概念を根本から考え直す必要性が生じました。

市議会では、約15.5kmにおよぶ海岸線を有し、海拔10m未満の地域に8割以上の市民が居住する本市の地震防災対策に関する調査研究を行うため、平成23年6月6日に地震防災対策調査特別委員会を設置し、約2年間に渡り分科会ごと調査研究テーマを決め検討を行ってききましたので、ここに報告するものといたします。

第2 特別委員会の概要

- 1 名称及び委員の定数 地震防災対策調査特別委員会（20名）
- 2 付議事項 焼津市における地震防災対策に関する調査研究
- 3 分科会別調査研究テーマ及び委員

第1分科会：市民の命、財産を守る

◎鈴木正志、渋谷英彦、杉崎辰行、鈴木繁雄、
加藤與志男、鈴木浩己、片野伸男

第2分科会：地域経済を守る

○太田浩三郎、岡田光正、齊藤寛之、石田善秋、
尾石昭夫、石田昭夫（～H25・1）、
押尾完治（H25・2～）

第3分科会：地域の防災力を高める

●深田百合子、秋山博子、池谷和正、小野田吉晃、
小柳津健二郎、青島悦世、松本修藏

（◎委員長兼分科会座長 ○副委員長兼分科会座長 ●分科会座長）

第3 提言事項

1 市民の命、財産を守る

災害が発生した時に最も大切なことは、命を守ることであり、財産を守ることでもあります。

地震などの災害の発生を未然に防ぐことはできないため、いかに災害の発生に備えるか、また、災害が発生した後、いかに被害を最小限とするかが重要です。

そこで、「市民の命、財産を守る」ために行政が果たすべき役割について、「家庭での備え」「津波対策」「小中学校等での災害対策教育」「情報伝達」の4項目について調査研究を行いましたので、報告します。

(1) 家庭での備え

市民の命を守ることを考えた場合、発災直後の自己の安全の確保が最も重要な課題であります。

阪神・淡路大震災においては、家屋の倒壊と火災により多くの方が犠牲になりました。

発災直後の自己の安全確保について最も有効的な手段は、住宅の耐震化など家庭での地震に対する備えです。

①家庭での備えにおける現状

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により昭和56年6月の新耐震基準の施行以前の既存木造住宅についての住宅の耐震化の補助や、ブロック塀の撤去の補助などを実施しているところです。

②家庭での備えにおける提言

ア) 住宅の耐震化

耐震化に前向きな市民の多くへは耐震補強が浸透していると考えられますが、耐震化を実施していない住宅が存在することも事実であります。要因は、自分だけは被害に遭わないと思いついでいるケース、補助金だけでは、耐震補強工事が施工できないため、工事費を工面できないケース、また補助制度があることを知らないケースが考えられます。本市における耐震補強工事の補助の金額については、他市町と比較し上位にあるとは言えません。より一層、住宅の耐震化を促進するためには、補助制度の拡充が求められます。また、耐震化に消極的な市民に対しては、更なる啓蒙・普及活動の推進が必要です。

イ) 家具転倒防止

室内に家具や電化製品などを多く置くようになってきた近年、地震が発生した際、住宅には大きな被害がないにもかかわらず、家具等の転倒により、その下敷きになって負傷したり、食器棚などの扉が開き食器類が散乱することにより、逃げ遅れたりしてしまふことが想定されます。東海地震で予想される直下型の地震

で、震度7の場合、冷蔵庫や、ピアノの転倒や電子レンジやテレビが飛ぶといった通常考えられない現象が起きる可能性があります。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも家具等を固定することは重要であります。現在、1世帯当たり家具3台まで転倒防止器具の取り付けについて費用を助成していますが、家具等の転倒による被災を最小限にするため、対象台数を増やすことが必要であります。また、申請件数については、増加傾向にあります。家具等の転倒防止対策を全く実施していない市民も多く見受けられるため、より一層の普及活動が求められます。また、各家庭において、どの程度、転倒防止が行われているか検証することも必要です。

ウ) ブロック塀等撤去

避難路や通学路など人通りの多い道路に沿ってブロック塀が多く存在します。地震発生の際に、ブロック塀の倒壊による負傷を防ぐために、また、避難路確保のためにもブロック塀の倒壊についての対策は必要であります。本市においては、危険なブロック塀等の撤去と新たに生垣をつくる場合のみ補助金の対象となっております。しかし、近年のプライバシー保護の観点からも、住宅密集地や、人通りの多い道路に面した住宅などは、ブロック塀を必要とする場合もあります。このため、安全なブロック塀や金属製フェンスなどに改善や造り変える場合の補助制度が必要です。

(2) 津波対策

家屋の倒壊や火災により多くの犠牲者が出た阪神・淡路大震災と異なり、東日本大震災においては、津波による犠牲者が全体の9割に上りました。15.5kmの海岸線を有し、海拔10m以下の地域に市民の8割が居住する本市において、津波対策は喫緊の課題であり、また市民の津波に対する不安や津波対策に対する関心は高く、行政としての責務は非常に大きいものです。津波からの避難場所として、津波避難タワーの建設、津波避難ビルの指定、中日本高速道路株式会社との津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定の締結等をしているところでありますが、県による第4次地震被害想定が公表されておらず、今後は、第4次地震被害想定公表を待ち本市の津波対策について市当局と協力し、調査・検討していく必要があります。

(3) 小中学校等での災害対策教育

小中学生の防災教育は、児童・生徒の教育のみではなく、小中学生を通して家庭や地域まで浸透していくことが理想的であります。また、防災教育を継続して実施することにより、将来小中学生が大人となり、親となり、自分の子供に対し防災教育が行える状況が理想であると考えます。

①小中学校等での災害教育の現状及び提言

ア) 防災授業

防災授業のなかで、特に重要な事項は、防災意識の高揚であると考えます。具体的には、自分の身を自分自身で守ることについて、いかに本気にさせるか、またその意識をいかに継続させるかという点であります。子どもたちが命を守ることに本気にならなければ、どんな教育・訓練も効果が薄いものとなってしまいます。知識のための授業では、子どもたちの防災に対する主体的な姿勢は醸成できません。防災に対する主体性をどう育てるかが、大きなカギであります。焼津市に発生した、過去の災害の歴史的検証や外部から専門講師を招くなど、より積極的な取り組みが必要です。

イ) 生徒の戦力としての期待

小中学校は避難所に指定されており、災害発生後、中学生は避難所運営、復旧活動等において地域の貴重な戦力と期待されます。このため、中学生には共助の必要性の教育も重要であります。また、消火器等の取扱、応急処置の方法等を授業の一環として行うことが望ましいと考えます。

ウ) 教職員のスキルアップ

小中学生に防災について教えるためには、教職員自身が防災の知識を習得する必要があります。授業を効果的に進めるためには、教材について工夫が必要であり、そのためには、近年の災害の特徴・状況、過去に焼津市に起きた災害の状況等について教職員が理解しておくことが重要であります。また、災害が発生した場合、教職員は率先して小中学生の命を守る責務があるため、積極的な専門研修への参加が必要であり、教職員の防災士の資格取得についても推進の必要があると考えます。

エ) 学校における防災マニュアル

学校単位で防災マニュアルを作成し、随時改定しているようではありますが、改定にあたっては、学校、PTA、自治会等と共に作成し、共に問題点を検証し、共に、修正していくことを繰り返し、より実効性のあるものにつくりあげていくことが必要です。

(4) 情報伝達

災害が発生した場合、市民の生命、財産の安全の確保のために「情報」は非常に重要です。市民に伝える情報、災害対策を検討するための被害情報の収集など、迅速かつ的確な情報の伝達・収集が求められます。

①情報伝達における現状

当市の災害発生時等に市民に対し情報を伝達する手段について、主な手段は同報無線であります。しかし、依然として難聴地区が存在しています。また、緊急性のある情報伝達については同報無線が有効な手段であります。災害発生後、継続的に情報を発信し、市民が正確に情報収集する手段の確立が必要であります。一方、避難所などからの情報収集については、自主防協力班（市職員2名）が自主防本部などに参集し、防災無線により行っていますが、無線出力が弱いため、場所によっ

ては、送受信が困難な場合もあります。

その他、以下の手段により、情報伝達・情報収集を行っています。

- a. 衛星携帯電話（3台：孤立地区対応）
- b. 消防車両や広報車両等による広報
- c. 地域防災無線（市内公共施設に配置）
- d. やいづ防災メール
- e. エリアメール
- f. 市のホームページ
- g. テレビやラジオの活用
- h. 災害時優先電話の使用（小・中学校等の公共施設で105回線確保）
- i. 特設公衆電話の市内33箇所（118回線）の設置（通信無料）

②情報伝達における提言

ア) 同報無線の難聴対策

同報無線の難聴対策として、子局の35基増設が予定されていますが、気密性の高い住宅等では聞き取りにくい状況は改善されません。発災時に「危険」「逃げろ」のメッセージが伝わるか否かをポイントにし、難聴世帯を明確にして対策を講じることが重要です。

イ) 携帯情報サービスの普及・促進

携帯情報サービスの利用を促進するため、「広報やいづ」での特集記事や回覧板等の様々な方法を使って周知を図っているところですが、自力で携帯電話の設定が難しい高齢者等を対象にした訪問設定援助についても、検討する必要があります。

ウ) FMラジオ局の開設

FMラジオによる情報伝達はラジオ受信機さえあれば簡単に利用でき、受信機本体も現在では低価格化されています。また、小型化・軽量化されており、持ち運びについても、全く不便はありません。FMやいづ開設に向け、積極的な取り組みが必要です。

エ) エリアワンセグの研究

エリアワンセグとは、携帯端末向けの地上デジタル放送の仕組みであり、狭いエリアに限定し独自の映像やデータを配信する機能であります。現在、携帯電話の普及率は非常に高く、また、多くの携帯電話にワンセグ機能が装備されています。エリアワンセグの優れた機能は、音声のみでなく、文字・映像の発信が可能である点であります。また平常時には、市政の情報発信や、イベントの紹介等の情報発信にも利用できることから、将来的な実施に向け、調査・研究をすることが必要です。

オ) 次世代無線LANシステムの導入

次世代無線LANとは、従前の無線LANと比較し、より多くの情報が高速で通信できるシステムであります。三重県尾鷲市においては、次世代無線LANシ

システムを使用し、市内に防災カメラを設置し、市内の状況が映像で確認できる取組を実施しています。またIP電話も避難所等に設置しています。防災カメラを使用すれば、映像により市内の被害状況等が速やかに確認でき、IP電話によりストレスなく災害対策本部との情報の交換が可能となります。コンパクトな市域の本市においては、非常に有効的な手段です。

カ) 様々な手段の確保

可能な限り多くの情報伝達手段を確保することが必要です。防災無線・携帯電話などの電子ツールに支障が生じた場合、人的な対応が必要となることが考えられます。このため、機動性に富んだオートバイなどを災害本部や避難所に配置していくことも情報伝達・情報収集手段の一つです。

2 地域経済を守る

今後必要と思われる取り組み事項について、下記のとおり提言します。

(1) 焼津市について

- ①行政機能の被害を最小限に止めるため、庁舎移転を含め地震災害に耐えうる庁舎とすることにより行政機能の維持を図る。
- ②市としてBCPを策定し、必要時に使えるBCPとするために、BCPに基づいた訓練を行い、絶えず計画の見直し・修正をする。
- ③インフラ資産老朽化が原因による二次災害の防止、事前対策により地域経済への影響の軽減を図る。
- ④BCP策定作業及び訓練を通じ、職員の業務への理解と意識向上を図り、業務改善を行う。
- ⑤市内事業所にBCPが普及できるよう、年度ごと策定すべき目標事業所数を設定し、普及促進を図る。
- ⑥市内事業所に対し、効果的な支援策を実施する。
- ⑦市内事業所に対し、事業継続するための正しい知識の啓蒙と成功事例等の情報を発信し続ける。
- ⑧上記⑦に関連し、研修会を開催することでBCP啓発普及を図るとともに、事業所からの要望の吸い上げを行う。
- ⑨BCP名古屋地区連携勉強会のような、行政と民間が協働で行う研究会の立ち上げについて商工会議所等への働きかけを行う。
- ⑩商工会議所・商工会への資金補助、及び、資金補助以外の働きかけを行う。
- ⑪BCP普及に関する人材育成のための研修会を開催する。

(2) 商工会議所・商工会・各組合について

- ①事業所の業務内容に応じたBCPについての情報発信を行う（研修会開催等）。また、BCP策定に関する相談先を紹介する。
- ②BCP策定に関し、事業所へ個別助言を行う。
- ③県内外同種事業所との連携ネットワーク構築に向けた事業所への助言・取りまとめを行う。
- ④取組み事例の情報発信を行う。

（3）その他、市内事業所について

- ①BCPを策定する。（地震災害にあった場合の防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、想定被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等の実施、防災活動の推進など。）
- ②必要時に使えるBCPとするために、BCPに基づいた訓練、訓練後の計画の見直し・修正をする。

※用語解説

BCP(Business continuity plan)

行政の場合は業務継続計画、企業の場合は事業継続計画と訳される。

業務継続計画とは、災害等の被害を受けても業務が中断せず、また中断した場合でも可能な限り短い期間で回復させることを目的としており、優先すべき重要業務が実施・継続できるよう、かつ、中断した重要業務は目標時間内に復旧できるよう、前もって資源(人、モノ、情報)の準備を行ったり、災害発生時の対応方法や組織を定めるものである。

事業継続計画とは、リスクマネジメントの一種である事業継続マネジメントとして、企業がリスク発生時にいかに事業の継続を図り、取引先に対するサービスの提供の欠落を最小限にするかを目的に策定されるものである。

3 地域の防災力を高める

災害から一人でも多くの命を守るためには、行政による災害対策だけでは限界があることから、個人、地域、行政がそれぞれの役割を認識し連携の必要性を共有することが重要です。

ハード整備や救助など行政施策の「公助」だけに頼るのではなく、生命や財産に対する責任は最終的には自分自身であることを認識し、自宅の耐震補強を行う等、自分の身を自分で守る「自助」を持って日頃から災害に備える必要があります。

その上で、普段から地域や近隣の人が互いに助け合う「共助」の意識を育て、「地域の防災力を高める」ことが求められます。

そこで、「地域の防災力を高める」ための重要な要素である「防災訓練」「災害時要援護者対策」「避難所運営」「自主防災組織」「情報伝達と収集」の5項目について検証を行い、それぞれについて提言します。

(1) 防災訓練

防災訓練は、いつ起こるかわからない地震や津波等の災害による被害をいかに減災するかを目的に、1つの方法に固執せず様々な手法により実施し続けることが必要です。

①防災訓練の現状

ア) 居住地域における防災訓練

本市では、8月末から9月第1日曜日と12月第1日曜日に地域の防災訓練を行うと共に、3月には津波避難訓練を実施しています。しかし、訓練の参加率は30%台と市民の約3人に1人しか参加していない状況です。仕事やその他の事情で参加できない市民を差し引いても決して充分とは言えません。

イ) 各種イベントにおける防災訓練

本市では、津波被害が懸念される港周辺でのイベントが多く開催されています。これらイベントには、市外からも多くの人に参加していることから、発災時の対応について、防災計画を立てる必要があります。

②防災訓練における課題と提言

ア) 参加率の向上

東日本大震災では、防災訓練参加率が高い地域ほど生存率が高いことが示されていることから、防災に対する意識を向上させ全ての市民が何らかの形で防災訓練に参加し、参加率を限りなく100%に近づける働きかけが必要です。災害時の迅速な対応を図るためにも、普段から地域内の声掛けや防災について話し合い、隣近所の状況を把握しておく等により地域の防災意識を高め、防災訓練への参加率を向上させることが必要です。

イ) 訓練の単位

発災時には、まず家族間での避難や救助、次に隣近所での助け合い、最後に行政の援助となります。よって訓練はより身近で小さな単位で行うのが効率的であり、実効性があると考えます。

ウ) 防災に対する知恵や活動の継承

世代間や地域でのつながりが希薄になっていることから、祖父母や親の世代が培ってきた防災の知恵や活動について、引き継いで行く必要があります。

エ) 地域の実情に合った訓練の実施

海・山・川の地形を有する本市では、津波浸水域やがけ崩れ等が予想される区域、それ以外の区域等、地域ごとに被災状況や発災直後の住民がとるべき行動が異なります。そのため、防災訓練では、それぞれの地域の実情に合った訓練が必要です。

オ) 地域のイベントへの防災対策

イベント開催中に災害が発生した場合、主催者はイベントの中止だけでなく、参加者の安全確保に努める必要があります。そのために、事前に地域の避難方法等について調査し、災害が発生した場合の避難経路等を参加者に周知しなければなりません。また、看板の設置やチラシの配布、開会時の避難経路等の説明等、

十分な情報提供も不可欠です。しかし、民間の団体が独自に避難計画を策定することは困難ですので、イベントが頻繁に行われる場所については、行政側で場所ごとの避難計画モデル等を作成し、主催者がイベントの内容を加味した修正を加えるような対応が必要です。さらに、主催者から相談を受ける行政の窓口も必要となります。その他、イベントが頻繁に開催される地域や観光施設がある地域では、地域外の住民と一緒に避難するという形での訓練を行うことも必要です。

カ) 各種スポーツ団体やボランティア団体による防災訓練

災害は、休日等に行われるスポーツ少年団等の活動中に発生する可能性もあることから、指導者等の関係者は防災の正しい知識を身に付け、災害時の避難誘導等を適切に行うための訓練を実施する必要があります。

キ) 安否確認のシステムの構築

災害時に要救助者を把握し一刻でも早く助け出すためには、効率的な安否確認の手段が必要です。一部自主防災会では安否確認カード等の活用による安否確認システムを構築していますが、これを全市的な取り組みとするために、自主防災会で統一的な方法を検討し、地域外の人が援助に入った場合でも把握できる仕組みを整えることが必要です。

ク) 新たな訓練の実施

災害はいつ発生するのか予測できません。そのため、夜間訓練の実施や避難所となる学校施設や地区の公会堂等を避難所に見立てた避難所運営訓練等、これまでの形にとらわれない訓練を実施し、その情報を全市的に共有することが必要です。

ケ) 啓発上の配慮

市民が防災対策を考える上で必要な情報を提供することは当然ですが、その際、あまり悲惨な映像を見せることによって、例えば何をやっても津波が来れば成す術がないと思いこんでしまう等、かえって防災意識が低下するおそれがあります。諦めの気持ちを誘発することがないように、十分な配慮と工夫が必要です。

コ) 防災マップ等による想定被災情報の提供

地域ごとの避難所や救護所、津波避難ビル・タワー等の場所や想定震度、液状化の有無、津波の浸水高また自宅周辺等の海拔等の情報についてまとめた防災マップ等を定期的に配布することが求められます。

サ) 防災に関する情報共有化の促進

防災についての基礎知識や、他地域の自主防組織で行っている防災訓練の状況や取り組み等を紹介するような防災ニュース等の発行が求められます。

シ) 防災情報カレンダーとしての市民カレンダーの発行

災害に対する備えを日常から啓発し、家庭内における防災意識を高めることを目的とした防災情報カレンダーの発行を提案します。

ス) 被災時対策に対する知識の普及

災害に対する備えはどうか等の情報提供の中に、例えば、合併浄化槽の場合、水と発電機があれば使用可能な場合がある等の防災知識の啓発を併せて行うことも提案します。

セ) 避難訓練

避難訓練については、画一的な実施では効果は非常に少ないものです。本市においては、海岸近くや内陸部等、様々な場所に幼稚園や保育園、小中学校が存在します。津波浸水区域に存在する幼稚園や保育園、小中学校については、地震の揺れが収まった後においても、津波の危険性がなくなるまでは、避難していることが必要であります。津波による道路交通網の壊滅も考えられ、いかにして保護者へ乳幼児から小中学生を安全に引き渡すかも重要であります。また、津波浸水区域外については、地震の揺れが収まった後、速やかに保護者に引き渡す必要があります。このような状況を踏まえ各幼稚園や保育園、小中学校で状況に応じた独自の避難訓練を実施することが求められます。また、災害はいつ発生するか分からないため、登下校時・体育祭など保護者、地域住民が参加している行事を想定しての避難訓練の実施も必要であります。

(2) 災害時要援護者対策

災害時要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとる上で、支援を要する人々をいい、一般的に高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊婦等を指す」と、平成18年3月に内閣府が発行した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに示されています。東日本大震災では、支援者の多くが津波の犠牲者となってしまった事実から、発災時には「津波てんでんこ」と言われるように、自分の命を守ることが第1とされています。そこで、災害時要援護者が自らの命を守る手立てや、要援護者が被災した場合、迅速に救援できる体制を普段から構築しておく必要があります。

①災害時要援護者対策の現状

ア) 広域的な避難支援

災害時要援護者の避難支援は、自助や地域(近隣)の共助を基本としています。市の役割は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備(要援護者避難)情報を発令し、要援護者や避難支援者に対して迅速かつ確実な伝達体制の整備を行うことが不可欠とされていることから、同報無線の整備や防災ラジオへの補助等によりその体制を整えています。

イ) 地域別の避難支援

要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要であるとされており、民生委員等を通じてその台帳整備を実施しています。

②災害時要援護者対策における課題と提言

ア) 援護策の積極的な情報提供と運用

東日本大震災以来、特に沿岸部に居住する多くの要援護者から「震災が来たらあきらめるしかない」との声が聞かれています。要援護者が安心して生活し、ま

た発災時に落ち着いて行動ができ、さらに発災後の生活に不安を抱かないよう援護策に関する情報を積極的に提供することが必要です。また、情報の提供をするだけでなく、災害時要援護者関連の個人や団体から意見収集を行い施策に積極的に取り入れることが必要です。

イ) 災害時要援護者支援台帳作成の徹底と内容の充実

東日本大震災の映像を見たことにより、地域支援者になることを躊躇する人が増えており、多くの要援護者が個別計画を作成したにも係らず、地域の支援者がいないという現状にもつながっています。災害時要援護者支援台帳の作成については、手上げ方式や同意方式だけでなく対象となる人を全戸訪問する等、ローラー作戦を実施し、個々の事情を聞き取りながら、支援策を作っていくことが重要です。さらに、関係共有方式の導入を検討し、市民全体の状況を早期に把握し、救援支援者間の情報共有を図ることが求められます。

ウ) 日常的なコミュニケーションづくり

生活形態が多様化している現代社会では、近所付き合いや自治会活動は面倒だという意識が進んでいることから、必要な情報を迅速かつ的確に把握することが非常に難しくなっています。また、平成17年4月1日から全面施行された「個人情報保護に関する法律」も他人のプライバシーに立ち入ることの難しさに拍車をかけています。要援護者の中には、自分のことを知られたくない、その情報を近所の自主防災会の人や民生委員が持っていることは耐えられないという思いから、リストに丸をつけても個別計画を作りたくないという人が多くみられます。いざという時は、地域や近所の力が役立つことから、日ごろから地域全体での挨拶や声掛けを行う等、地域のコミュニティづくりを図り、地域で災害時要援護者情報を共有できるよう、意識的に話し合う場を設けるよう努めることが重要です。

エ) 安全確保のための優先的な措置

特別養護老人ホームや公営住宅の入居にあたり、優先的に入所や入居ができるよう方策を講じる必要があります。その際、民生委員は積極的にかかわりを持って対応するとともに、そのための支援策を講じることが求められます。

オ) 各種補助制度の拡充・創設

要援護者に対する様々な補助制度がありますが、手続きの難しさや複雑さ等から必要な人が受け難い状況があります。取得しやすくより多くの人を受けられる方策を講じることが求められています。さらに津波避難シェルター等に対する新たな補助制度を創設する等、先進的な取り組みが必要です。

カ) 避難環境の確保

市内の津波避難タワーへのスロープ設置については、現実的に不可能であるとして建設が進められていますが、要援護者が健常者と同じ条件で避難することは非常に困難です。今後、津波避難タワーに限らず代替となる何らかの方策を検討し、避難環境を確保することが求められます。

キ) 緊急時情報伝達手段の構築

「緊急時用ヘルプキット」を配布するなど、救助者が必要事項を把握しやすい仕組み講じる必要があります。

ク) 災害時要援護者用ハザードマップの作成

一部地域の自主防災会では、現在あるハザードマップを利用した要援護者用ハザードマップを作成しています。このような取り組みを市全体の取り組みとすると共に、各戸訪問から得られた災害時要援護者に関する情報を元に、総合的なハザードマップを作成し、そのマップを活用した避難訓練の実施を行うことが必要です。さらに、訓練を重ねながら地域の実情にあったマップに作り上げていくことが求められます。

ケ) ニーズの把握

高齢者や障害者には各々が持つ特性（スペシャルニーズ）があるため、画一的な対応はかえって状態を悪くすることが考えられます。災害時要援護者やその支援団体による協議会の場を活用し、要援護者の視点に立った、災害時要援護者支援のあり方について議論を進めることが重要です。

コ) 定期的な見守り活動

個別計画登録者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、防災だけでなく、日ごろから犯罪の予防や安否確認等が必要です。地域の支援者や自主防災組織・民生委員・児童委員等は、声かけや電話・訪問等により定期的な見守り活動を実施することが求められます。

サ) 災害時関係機関の連携

地域の支援者等や自主防災組織と民生委員・児童委員の連携は大変重要であり、平時からの備えとして情報交換や打ち合わせなどを行い、災害時の役割分担や避難誘導・援助の方法、定期的な見守り活動等についての連携・協力体制の構築に努めることが必要です。

シ) 防災啓発活動

災害に対する知識の普及や防災意識の高揚などの啓発活動を行うと共に、災害時要援護者のうち個別計画の未登録者については、引き続き、個別計画の作成・登録について働きかけを行うことが重要です。

ス) 要援護者を交えた避難訓練の実施

自主防災組織は、万が一の災害に備え定期的に避難訓練を実施していますが、要援護者も関係機関や地域住民と共に積極的に参加し、避難情報の伝達や避難誘導、避難援助などの訓練を行い、地域全体の防災意識の向上を図ることが重要です。

(3) 避難所運営

東日本大震災において、一部避難所では高齢者や障害者、また女性や子どものような、災害時に弱い立場になりがちな人々に対する配慮や支援がなおざりにされていたとの報告が聞かれます。避難所の多くは学校や体育館等、本来、生活の場となることが予定されていない施設に設置される上、見知らぬ人と集団生活せざるを得ないことになるため、特に女性にとって、プライバシーや防犯などの面から不安を抱きやすい環境となります。加えて、長期にわたる避難所生活はストレスの原因となり、暴力や性犯罪等を含む様々な問題の温床ともなりえます。また、必要以上の

物資の寄付があることや不特定多数の人の出入りによる防犯上の懸念が確認されています。さらに、障害者や高齢者が固い床の上に長時間暮らすことや体温調整ができない等の理由から、体調を崩したり、時には命の危険に陥る等、運営を誤ると大事に至る問題が数多く浮き彫りにされています。

①避難所運営の現状

ア) 本市における避難所数

本市の避難所は全部で54箇所あり、その内訳は焼津地区に40箇所、大井川地区に11箇所となっています。その他、帰宅難民となる被災者に対応する避難所として県立高等学校3校が指定されており、静岡県が所管しています。

イ) 基本的な避難所運営方法

避難所は行政機関が指定している場所を基本としており、避難所が立ちあがったら早期に避難者の総意によるリーダーを選任することになります。避難所内の食事やトイレ掃除、水汲み等の作業分担についてはリーダーを中心に決定することになります。また、弱者のスペースを優先的に考え、高齢者等はトイレに近い場所となるようにします。避難所での区割りは、衝立等でプライバシーがある程度確保できるように区割りを考えます。食料の配布にあたっては人員の把握を行い、全員に渡らないような場合はトラブルを防ぐため、大方の理解を得やすい災害弱者(老人・子ども等)への配布を優先するほうが良いと考えられています。様々な支援物資が届くことから、避難所備品台帳(名簿・物品請求等の様式)等を作成し管理する必要があります。

②避難所運営の課題と提言

ア) 長期的視野に立った運営計画の構築

避難所生活は短ければ短いほど良いことは当たり前ですが、様々な要因により長期化する場合が予想されます。東日本大震災の被災者からは、「避難生活は辛い、中でも仮設住宅に入るまでが非常に辛かった」との声が聞かれます。長期的な避難所生活を強いられることを想定し、運営計画を立てることが必要です。

イ) 災害時の主体的な役割を担う組織の創設

中越地震以降、新潟県長岡市では、地域の多様な主体(行政、教育・研究機関、企業、個人等)が連携・参画し、地震や津波に関する情報の共有化を図ることを目的にした「中越防災安全推進機構」が組織されています。本市でもこのような組織を立ち上げて災害に備えると共に、発災時には様々な組織の密な連携の中核となり、迅速な被災者支援を行うための組織を創ることが必要です。

ウ) 女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営

防災計画等が基本的に健常者の男性主体で決められており、女性等の声を活かす仕組みが不足しています。地域防災計画等の作成段階から女性の参画を促し、避難所運営に女性が参加できるようにすることが必要です。併せて、ボランティアに従事する人も含め、性犯罪等や避難所で生じやすいトラブルから女性を守り、不安を軽減するための施策として、相談窓口を設置するなどし、常に女性や子育てニーズを踏まえた避難所運営や物資の選定に心がける体制づくりが求められます。

エ) 災害弱者の視点を踏まえた避難所運営

高齢者や障害者等にとって、日常と大きく環境の違う避難所での生活は、極度の不自由を強いられる場所となります。公共施設は、全て避難所となることを前提に、最低限のライフラインとなる電力と上・下水道について、どのような準備をしていくべきか、また建築物そのものにどのような配慮をしておくべきかを検討すると共に整備しておくことが求められます。

オ) 対要援護者の理解促進のための相談窓口の設置

要援護者にとって避難所は、健常者以上に辛い場所です。中越地震の際、避難所に居づらいことから車中生活となり命を落とした報告も聞かれます。このようなことを防ぐためにも、要援護者用の窓口等を設置し、要援護者と支援者との間の相互理解の促進を図ることが必要です。

カ) 福祉避難所への避難手順の改善

災害時要援護者、特に重い障害を持つ方の避難手順として、まず地元の避難所へ行き、福祉会館等の福祉避難所が整った段階で二次的に避難することになっていきます。しかし、寝たきり者等は移動に伴う負担が大きいことから、直接福祉避難所に避難できるようにする体制づくりが必要です。

キ) 避難所間の情報伝達手段の整備

全ての避難所にケーブルテレビや電話回線、インターネット等の通信インフラの充実を図ることが必要です。

ク) 簡易トイレ備蓄の拡充

水が使えないため避難所におけるトイレの問題は非常に重要です。避難所に簡易トイレの備蓄の充実を図ることや、個人の非常用持ち出し品に排便袋を加えるよう啓発することが必要です。

ケ) 災害用トイレの充実

避難所や公園に、汚水配管や管渠のマンホールに直結して設置でき、段差のないタイプのマンホールトイレや公共下水道接続型トイレを設置することが必要です。

コ) 非常時の水源確保

非常時に使用できる水源の確保を図ると共に、受水槽タンクに蛇口を設置する等、緊急時の利便性を確保することが必要です。

サ) 避難所予定地のバリアフリー化の徹底と環境整備の促進

日常生活でも特に配慮が必要な高齢者や障害者が避難所という特殊な環境にいることを想定した上で、避難所の環境向上に必要な設備を検討することが求められます。併せて、福祉避難所以外の避難所においても、要援護者の避難所となることを前提に、バリアフリー化や災害時要援護者向けに活用できる余裕を持った空間設計、耐震化改修を実施することが必要です。特に、障害者については、身体的、知的若しくは精神等、個々の障害に対応できるよう、状況に応じた環境整備が求められます。

シ) 電源設備の設置促進

電気は明かりを灯し被災者を勇気づけると共に、様々な情報ツールの動力とな

ります。避難者の携帯電話や気持ちを安定させるために子どもが持つゲーム等へ電力が提供できるよう、ガソリン発電機やプロパン発電機等地域の实情に合わせた発電機や蓄電池などを配備すると共に、個人でも避難用品の中に準備をしておくよう周知することが求められます。

ス) 外国人向け避難情報の充実及び伝達手段を構築

日本語が全くできない人たちが避難してきた場合に備え、言葉が分かる人を配置することが必要です。併せて、外国人に対する災害時教育を徹底することも求められます。

セ) 他地域からの避難者受入れ

本市は15.5kmの海岸線を有しており、災害の規模によっては自宅や避難所として位置付けられていた学校等が津波の被害で使用できないことが想定されます。その場合津波の被害が無い地域の住民は、津波浸水域の避難者を受け入れることになるため、平常時から地域間等の連携についても検討することが必要です。

ソ) 在宅者への救援物資の配布方法の確立

避難場所以外で生活する被災者や過疎部で生活する被災者にも、食糧や簡易トイレ等の避難物資を滞りなく配布できるような体制が必要です。

タ) 防犯体制の確保

避難所生活では、見知らぬ人に気を付けるといった対応が難しい上、人の目の行き届かない死角も生まれ、不審者の侵入を防ぎきることは困難です。防災対策等を専門にしているボランティア団体や警備担当を配置する等の体制を避難所立ち上げ時から確保することが必要です。

(4) 自主防災組織の強化

自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、自主防災組織の整備や災害時における情報伝達・警戒体制の整備、防災用資機材の備蓄、大規模な災害を想定しての防災訓練等の積み重ねが必要です。平時からリーダー講習会によるリーダーの育成、訓練や講習会に住民が参加しやすい環境づくりを通して防災組織の育成と活動の一層の推進を図ることにより、組織の強化を図っていく必要があります。

①自主防災組織の現状

ア) 避難所運営

平成24年度から自主防災会で運営ができるように取り組み始めており、地域の人たちに理解してもらうために、出前講座等の様々な機会を捉えて説明を行っています。

イ) 自主防災協力員

本市では災害対策本部と自主防本部間の連絡要員として、38箇所の避難所に76名(1箇所2名)の市職員を自主防協力班員として派遣することになっています。なお、万が一予定の職員が派遣できない場合は、本部から派遣する体制となっています。

ウ) 記録簿(情報ファイル)の作成

地域毎の行動をマニュアル化した書類を、自主防災会に依頼して避難所生活計画書として作成しています。

エ) 物資の備蓄における分散配置

現在、物資については小・中学校やコミュニティ防災センター等への分散配置をしています。なお、飲料水については、大井川地区では備蓄で、焼津地区では大震災貯水槽で対応することになっています。

②自主防災組織の課題と提言

ア) 避難所生活マニュアルの作成と役割の明確化

これまでの自主防災組織による防災訓練は、逃げるのが主でしたが、避難所生活は自主防災組織が主体となることから避難所生活マニュアルの早期作成が必要です。その中で、避難所運営は誰がやるのか等、避難所単位で決めておくことや、避難者自身の役割を決めていくことが必要です。また、記録簿は担当になった人が必要事項を手軽に記載できるような工夫も必要です。

イ) 女性の視点を活かした自主防災運営

自主防災組織における、女性の活用や役割を明確にする必要があります。そのためにも、会議の開催時間や開催内容など、女性が参加しやすい環境を整えることが重要です。

ウ) 学校利用者との連携強化

学校はあくまでも場所を提供するだけで、運営は教師に頼らず自主防災組織で行うこととなります。そのためには、地域と子ども、PTA等との連携を図って避難所運営に当たることが重要です。

エ) 避難所の管理権限

避難所施設として学校の体育館が指定されていますが、その他の施設の使用範囲については不明確です。教室が使用できれば様々なニーズに対応が可能となるため、災害時の主導権が自動的に自主防災組織に移管できるよう予め調整しておくことが求められます。

オ) リーダー講習会受講の機会拡大と活用

地域格差があるリーダー講習会の受講機会については、早期に調整するよう求めます。併せて、その充実を図るため、講座の開催回数を増やしたり、分割開催等の方法により受講生の増加を図ることが求められます。さらに、受講後のフォローアップ事業の創設や受講生による防災リーダーの組織化を提案します。

カ) 防災人マップ（隠れた達人/看護師・大工等）の作成

地域のマンパワーの確保及び育成（地域の特殊技術保有者）を図るため、地域に居住するアマチュアの達人を把握し、防災人マップを作製すると共に、その中で例えば災害時に看護師資格を持つ人にどこまでやってもらう等、予め決めておくことが必要です。その際、資格者が資格を使うときの指揮命令権についても明らかにしておくことが重要です。

キ) 防災機材の整備と備蓄品の確保及びその増強対策

防災資機材の把握や確認、補充資機材の指導、補助率の拡充が必要です。また、各家庭に3日分の備蓄品があったとしても、津波等により流されたり火災で焼失したりする場合も考えられることから、水や排便袋等の備蓄品は可能な限り品数や内容の充実を図ることが重要であると共に、井戸の活用について検討することが必要です。

ク) 民間機関との協力関係の拡充

発災時の水やガソリン等の燃料の支援について、民間会社と取り決めや提携を検討するよう提案します。同様に食糧や水についても市内のスーパーだけでなく、全国チェーンのコンビニエンスストア等と結ぶことを検討するよう提案します。

ケ) 通年防災キャンプ開催の検討

平成24年8月に大井川東小学校で行われた防災キャンプのような企画を、夏だけでなく季節ごとに訓練ができる環境を整えることが求められています。

コ) 地域防災会議の積極的な活用

学校と自治会が防災に関する協議を行う場としての防災会議の規模が年々縮小していますが、今後積極的な活用が求められます。

サ) 防災フェアの実施

防災対策の手法や関連グッズは日々開発が進んでいます。防災のアイデアやモノ情報を広く市民に伝えることが、自ら災害に備える自助意識を育て、地域の防災力を高めることにも繋がるため、防災フェアの開催を提案します。

第4 まとめ

現在、我が国では、東日本大震災以降これまでの地震・津波対策のあり方について諸課題が明らかにされたことにより、その教訓を踏まえ、国・県・市町では対策のあり方について議論・研究がなされています。

今回、当特別委員会が調査・研究を行い結実した提言は、一人でも多くの市民が不幸な境遇に身を置かなくて済むことを願い取りまとめたものです。

行政だけの力では達成が難しいものもありますが、市民ひとり一人が自らのことであることを認識して、防災対策に臨んでいただくことを祈念します。

最後に、東日本大震災でお亡くなりになった方々や被害に遭われた方々にお悔やみを申し上げると共に、被災地の一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

併せまして、この報告をまとめるにあたり、多大なご協力をいただきました関係者の皆様方に対し、哀心より感謝の意を表します。

第5 委員会の開催状況

1 全体会及び座長会議

回数	日程	議題
第1回	平成23年 6月6日(月)	・正副委員長の互選について
第2回	平成23年 6月20日(月)	・当面の事業計画について
第3回	平成23年 7月14日(木)	・焼津市の地震防災対策等の現状及び第3次地震被害想定について
第4回	平成23年 8月19日(金)	・避難所運営ゲーム(HUG)
第5回	平成23年 9月6日(火)	・地震防災対策調査特別委員会分科会事務分掌について
第1回 座長会	平成24年 6月6日(水)	・中間報告までのスケジュールについて ・中間報告書の体裁について
第2回 座長会	平成24年 8月17日(金)	・地震防災対策調査特別委員会の進め方について ・地震防災対策調査特別委員会中間報告について ・今後の特別委員会について
第6回	平成24年 8月21日(火)	・地震防災対策調査特別委員会中間報告(案)について
第3回 座長会	平成25年 5月28日(火)	・地震防災対策調査特別委員会最終報告書について ・最終報告までのスケジュールについて
第7回	平成25年 6月 日()	・地震防察対策調査特別委員会最終報告(案)について

2 分科会

第1分科会

回数	日程	議題
第1回	平成23年 9月16日(金)	・分科会での調査研究項目について
第2回	平成23年 9月30日(金)	・各分科会所掌事務の協議結果について ・今後の分科会の進め方について

第3回	平成23年 10月21日(金)	・当局(建築指導課・危機管理課)からの現状説明について
第4回	平成23年 11月29日(火)	・10月21日に開催された当局からの現状説明を受けての「家庭での備え」の課題、問題点について
第5回	平成23年 12月12日(月)	・10月21日に開催された当局からの現状説明を受けての「家庭での備え」の課題、問題点、市への提言等について
第6回	平成24年 1月20日(金)	・危機管理課から「津波対策」の現状説明について
第7回	平成24年 2月9日(木)	・当局(水産課・大井川港管理事務所・河川課)から「津波対策」の現状説明について
第8回	平成24年 3月16日(金)	・当局からの説明を受けての「津波対策」の課題、問題点、市への提言等について
第9回	平成24年 4月4日(水)	・行政視察について
第10回	平成24年 4月24日(火)	・行政視察について ・中間報告について
第11回	平成24年 5月21日(月)	・中間報告について ・行政視察について
第12回	平成24年 6月19日(火)	・中間報告について ・今後の協議項目について
第13回	平成24年 7月20日(金)	・中間報告(案)について ・行政視察後の意見交換について
第14回	平成24年 10月3日(水)	・学校教育課から「小中学校等での災害対策教育」の現状説明について
第15回	平成24年 10月19日(金)	・「小中学校等での災害対策教育」の課題・提言について
第16回	平成25年 1月21日(月)	・「小中学校等での災害対策教育」の課題・提言について
第17回	平成25年 2月21日(木)	・危機管理課から「情報伝達」の現状説明について
第18回	平成25年 4月15日(月)	・「情報伝達」の提言について

第2分科会

回数	日 程	議 題
第1回	平成23年 9月16日(金)	・分科会での調査研究項目について
第2回	平成23年 10月19日(水)	・講話「BCPについて」 ・焼津市立総合病院主催 平成23年度防災学習会に参加
第3回	平成23年 10月21日(金)	・今後の予定及び進め方について
第4回	平成23年 11月21日(月)	・企業等におけるBCP策定状況、及び企業等に対するBCP策定に関しての市の支援策について、市当局(産業振興部)との意見交換
第5回	平成23年 11月29日(火)	・市内企業のBCP策定について、焼津商工会議所との意見交換
第6回	平成24年 1月18日(水)	・市内企業のBCP策定について、大井川商工会との意見交換
第7回	平成24年 2月9日(木)	・焼津市魚仲水産加工業協同組合のBCP策定について、焼津市魚仲水産加工業協同組合との意見交換 ・企業における東日本大震災後の対応について
第8回	平成24年 3月12日(月)	・現状分析と課題について
第9回	平成24年 4月4日(水)	・行政視察打ち合わせ会及び事前勉強会 ・中間報告について
第10回	平成24年 4月25日(水)	・市のBCPについて当局(危機管理課)との意見交換
第11回	平成24年 5月21日(月)	・中間報告について ・行政視察について
第12回	平成24年 6月19日(火)	・中間報告について
第13回	平成24年 6月28日(木)	・焼津商工会議所主催「事業拡大を目的とした戦略的事業継続セミナー～BCP(事業継続計画)の策定を目指して～」に参加
第14回	平成24年 7月20日(金)	・行政視察後の意見集約について

第15回	平成24年 9月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP名古屋地区連携勉強会『連携で地域を守る』について ・今後の協議内容について
第16回	平成24年 9月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社カネトモ第2回防災・BCP訓練」の視察
第17回	平成24年 10月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の協議内容について
第18回	平成24年 11月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議内容まとめについて
第19回	平成24年 12月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議内容まとめについて

第3分科会

回数	日程	議題
第1回	平成23年 9月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会での調査研究項目について
第2回	平成23年 10月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会での調査研究項目について ・今後の分科会の進め方について
第3回	平成23年 10月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・当局(建築指導課・危機管理課)からの現状説明について
第4回	平成23年 11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月21日に開催された当局からの現状説明を受けて ・焼津市の地震防災対策の課題、問題点について
第5回	平成23年 11月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市の地震防災対策の課題、問題点について
第6回	平成23年 12月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市の地震防災対策の課題、問題点について
第7回	平成24年 1月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市の地震防災対策の課題、問題点について
第8回	平成24年 2月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練のあり方について
第9回	平成24年 3月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市の防災教育について
第10回	平成24年 3月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練のあり方についてのまとめ

第11回	平成24年 4月4日(水)	・防災訓練のあり方について(修正内容の確認)
第12回	平成24年 4月16日(月)	・今年度の予定について ・行政視察について
第13回	平成24年 5月7日(月)	・災害時要援護者対策について
第14回	平成24年 5月21日(月)	・災害時要援護者対策について
第15回	平成24年 6月19日(火)	・防災訓練のあり方についてのまとめ
第16回	平成24年 7月20日(金)	・災害時要援護者対策について
第17回	平成24年 8月6日(月)	・第3分科会中間報告(案)について
第18回	平成24年 8月27日(月)	・大井川東小学校防災キャンプワークショップ視察
第19回	平成24年 9月10日(月)	・中間報告及び今後の進め方について ・大井川東小学校防災キャンプについて ・自主防災組織の強化について
第20回	平成24年 10月15日(月)	・防災講演会(3・11～被災地で実際に起こっていた出来事～) ・ワークショップ
第21回	平成24年 10月19日(金)	・焼津市の自主防災組織の現状と課題 ・自主防災組織の強化について
第22回	平成24年 12月18日(火)	・焼津市の自主防災組織の現状について ・自主防災組織の強化について
第23回	平成25年 1月21日(月)	・焼津市の自主防災組織の強化について ・災害時の情報収集について ・今後の分科会の進め方について
第24回	平成25年 4月17日(水)	・災害時の情報収集について ・今後の分科会の進め方について
第25回	平成25年 5月8日(水)	・災害時の情報収集について ・第3分科会の取りまとめについて
第26回	平成25年 5月21日(火)	・第3分科会最終報告について

3 行政視察

区分	視察日	視察先	視察内容
全体会	平成 23 年 8 月 17 日 (水)	・静岡県地震防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地震防災センターの概要について ・地震体験 (震度 6 強、直下型地震等) ・家具の固定 ・防災用品 (備蓄食糧等) ・住宅の耐震 ・CG による津波体験・スマトラ沖地震の津波画像等の説明 (津波シアター)・まとめとしての講義
第 1 分科会	平成 24 年 7 月 3 日 (火) ～ 4 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県串本町 ・三重県尾鷲市 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難タワーについて ・津波避難対策について
第 2 分科会	平成 24 年 4 月 16 日 (月)	・静岡県沼津市	・業務継続計画 (BCP) 策定について (事業概要、経過等)
	平成 24 年 7 月 10 日 (火) ～ 11 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人「危機管理対策機構」 ・新潟県 ・新潟県燕商工会議所 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画、お互いさま BC 連携ネットワークについて ・新潟県の BCM 事業について ・BCP の普及の取組み、磨き屋シンジケートについて
第 3 分科会	平成 24 年 7 月 3 日 (火) ～ 4 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県長岡市 ・小千谷市 	<ul style="list-style-type: none"> ・中越メモリアル回廊 ・長岡市の危機管理・防災について ・中越大地震からの復興について